

○希少疾病用医薬品及び希少疾病用医療用具の指定申請について

(平成八年三月二七日)

(薬発第三二二号)

(各都道府県知事あて厚生省薬務局長通知)

希少疾病用医薬品及び希少疾病用医療用具(以下「希少疾病用医薬品等」という。)の指定申請については、平成五年一〇月の指定制度発足以来、各年度ごとに一回、期間を区切り、受け付けを行ってきたところである。しかしながら、制度発足以来三年を経過し、指定制度が広く周知されてきたこと及び希少疾病用医薬品等の指定の要望が多く、申請件数も増加していること等を考慮し、平成八年四月一日以降、指定申請については常時受け付けることとしたので、御了知の上、貴管下関係業者に対し、指導方御配慮願いたい。

なお、本通知の実施に伴い、平成七年四月一二日薬発第三八二号「希少疾病用医薬品及び希少疾病用医療用具の申請について」は、平成九年四月一日をもって廃止する。